

## 公立大学法人大分県立看護科学大学学生懲戒規程

規程第 104 号  
平成25年12月11日

### (趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学学則（以下「大学学則」という。）第44条及び大分県立看護科学大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第42条に規定する学生の懲戒に関し、懲戒処分の適正及び公正を図るため、手続きその他必要な事項について定めるものとする。

### (懲戒処分の対象となる行為)

第2条 懲戒処分の対象となる行為は、大学学則第44条及び大学院学則第42条に定める行為とする。

### (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生とは、学部生及び大学院生をいう。
- (2) 対象学生とは、懲戒に相当すると思われる行為を行った当該学生をいう。

### (懲戒の内容)

第4条 大学学則第44条第2項及び大学院学則第42条第2項に定める懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 書面により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 無期又は有期とし、この間の大学への登校を禁止すること。なお、停学の期間は、大学学則第15条及び大学院学則第11条に定める在学年限に含め、大学学則第14条及び大学院学則第10条に定める修業年限に含まないものとする。ただし、停学期間が3か月以下の場合には、当該修業年限に含めることができるものとする。
- (3) 退学 学生としての身分を剥奪すること。

### (懲戒の基本的な考え方)

第5条 懲戒は、当該行為に係る内容、結果の重大性及び社会的影響等を総合的に勘案し、教育的観点から考慮して、別紙「学生の懲戒処分ガイドライン」に沿って決定するものとする。

### (報告)

第6条 教職員は、学生の懲戒に相当すると思われる行為（以下「懲戒相当行為」という。）について、知り得たときは、直ちに学生生活支援委員会委員長に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた学生生活支援委員会委員長は、速やかに学長及び対象学生が所属する学部又は研究科の長（以下「学部長等」という。）に報告するものとする。
- 3 前項の報告を受けた学長及び学部長等は、懲戒相当行為の内容について、懲戒処分の要否等を協議するとともに、事実関係を明らかにするため、必要があると認められるときは、調査委員会を設置するものとする。

ただし、第2項の報告内容が「公立大学法人大分県立看護科学大学ハラスメントの防止等に関する規程」の適用を相当とする事案にあっては、同規程に定める手続きによるものとする。

(自宅待機の措置)

第7条 前条第2項の報告を受けた学長及び学部長等は、関係教職員と協議のうえ、懲戒に該当することが明白で、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合にあっては、懲戒処分が決定するまでの間、対象学生に自宅待機の措置を講ずることができる。

なお、「公立大学法人大分県立看護科学大学ハラスメントの防止等に関する規程」を適用する事案についても、自宅待機の措置を講ずることができるものとする。

2 教育上、必要があると認められるときは、前項の自宅待機の期間を停学期間に算入することができるものとする。

(調査委員会)

第8条 第6条第3項で定める調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生生活支援委員会委員長
- (2) 学生生活支援委員会副委員長及び委員 若干名
- (3) 本学の構成員以外の者 1名
- (4) その他学長、学部長等が必要と認めた者

2 調査委員会には委員長を置くこととし、委員長は学生生活支援委員会委員長が務めるものとする。

3 調査委員会は対象学生、その他関係者から資料等の提出を求め、事情及び意見を聴取することができる。

4 調査委員会は非公開とし、慎重かつ速やかに調査及び審議を行うとともに、その結果を学長及び学部長等に報告するものとする。

5 調査委員会委員の任期は、当該事案の懲戒手続きが終了するまでとする。

(弁明)

第9条 調査委員会は、調査を行うに当たり対象学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 対象学生が前項に定める弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し又は弁明に関する文書を提出しなかった場合には、当該権利を放棄したものとみなすことができる。

(教授会又は研究科委員会による審議)

第10条 学長及び学部長等は、調査委員会の報告等に基づき、懲戒にかかる協議の結果、当該懲戒相当行為について、懲戒の要否等を審議する必要がある場合は、教授会又は研究科委員会に付議するものとする。

(懲戒処分の決定)

第11条 学長は、教授会又は研究科委員会の議を経て、当該学生の懲戒処分を決定する。

(懲戒処分の通告)

第12条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、懲戒処分通告書(第1号様式)により、当該学生に通告するものとする。

2 学長は、前項の規定により通告を行った場合は、当該学生の保護者及び保証人に、当該通告書の写しを送付する。

(学内公表)

第13条 学長は、退学の懲戒を実施したときは、処分を行った学生の氏名及び学籍番号を除き、学生の所属、懲戒の区分、懲戒の内容及び懲戒処分の理由を明示し、第2号様式により処分を行った日から1週間、学内掲示板に掲示するものとする。

(再審議)

第14条 懲戒処分を受けた学生は事実誤認、その他正当な理由があるときは、第12条第1項の通告を受けた日から起算して30日以内に、文書により学長に再審議を求めることができる。

2 学長は、前項に規定する再審議の請求を受理したときは、速やかに教授会又は研究科委員会の議を経て、再審議の要否を決定しなければならない。

3 学長は、再審議の必要があると認めたときは、学部長等とともに、再審議の手続きを行うものとする。

なお、再審議の手続は第8条、第9条及び第10条の規定に準じる。

4 学長は、再審議の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を文書により対象学生に通知しなければならない。

5 再審議の請求は、懲戒処分の効力を妨げない。

(学籍簿への記載)

第15条 懲戒処分については、学籍簿に記載する。ただし、成績証明書及び就職、進学にかかる推薦書類等には、懲戒の有無、懲戒の内容を記載しない。

(自宅待機措置中及び停学処分中の指導)

第16条 自宅待機措置中及び停学処分中の学生の所属する学部又は大学院の担当教員は、当該学生に対して定期的に指導を行うものとする。

(停学処分中の学籍異動)

第17条 停学処分中の学生から、当該停学期間を含む期間の休学願があった場合は、これを受理しない。

2 休学中の学生に停学処分を行う場合にあっては、当該学生の休学許可を取り消すものとする。

(停学処分の解除)

第18条 学部長等は、停学処分の解除が妥当であると認めたときは、教授会又は研究科委員会の議を経て、学長にその旨を発議することができる。

2 学長は、前項の発議に基づき、当該学生の停学処分の解除を決定する。この場合、停学処分解除通知書(第3号様式)により当該学生に通知しなければならない。

(その他の教育的措置)

第19条 学長は、学生が懲戒に至らない程度の行為を行った場合、学生の本分についての反省を促すため、教育的措置として口頭又は書面による厳重注意を行うことができる。

(教職員の守秘義務)

第20条 教職員は、学生の懲戒にかかる事項について、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後においても同様とする。

(事務)

第21条 学生の懲戒に関する事務は、教務学生グループにおいて処理する。

附 則

この規程は、平成25年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

## 別紙

## 学生の懲戒処分ガイドライン

区分	懲戒の対象となり得る行為	懲戒の種類
犯罪行為	殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害、窃盗、詐欺、恐喝などの悪質な犯罪行為	退学又は停学
	薬物に関する犯罪行為	退学又は停学
	痴漢行為（覗き見、盗撮行為等を含む。）	退学、停学又は訓告
	暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等の行為	退学、停学又は訓告
	ストーカー行為又はセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメント行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用行為	退学、停学又は訓告
交通違反	無免許運転、飲酒運転、暴走運転などの悪質な交通法規違反で死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合	退学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転などの悪質な交通法規違反（ほう助を含む。）	退学、停学又は訓告
学内での非違行為	本学が実施する試験における不正行為	退学、停学又は訓告
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠する行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物又は器物の損壊、汚損、不法改築等の行為	停学又は訓告

第1号様式（第12条関係）

懲戒処分通告書

学部（研究科）          学科（専攻）          年次  
学籍番号  
氏名

大分県立看護科学大学学則（大学院学則）第44条（第42条）の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を決定したので通告する。

記

1. 懲戒処分の区分及び内容
  - 1) 懲戒の区分
  - 2) 懲戒の内容
  
2. 懲戒処分の理由

平成    年    月    日

大分県立看護科学大学 学長

㊟

上記の通告について異議があるときは、当該懲戒処分を通告された日から起算して、30日以内に再審議を請求することができる。

第2号様式（第13条関係）

告 示

大分県立看護科学大学学則（大学院学則）第44条（第42条）の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行った。

記

1. 学生の所属                      学部（研究科）                      学科（専攻）                      年次

2. 懲戒処分の区分及び内容

1) 懲戒の区分

2) 懲戒の内容

3. 懲戒処分の理由

平成    年    月    日

大分県立看護科学大学 学長

㊞

